

議会基本条例策定特別委員会（第12回・第13回検討事項）会派検討内容

資料2

検討事項	第12回検討事項				第13回検討事項									
	議員の政治倫理の確立、品位の保持		議員定数決定の手続き		公平、透明、信頼性 開かれた議会	市民への説明	市民参加の推進	討議の場としての活動	議会の責務	災害時における議会の活動				
「考え方」 前回提示内容	(修正案) ①議員は、市民の負託にこたえるため、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。 ②議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。		①議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。 ②議員定数の基準は、人口、面積、財政状況及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。 ③議員定数を定めた条例の改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員又は委員会が提出するものとする。 ④議員の定数は、福島市議会議員定数条例で定めるものとする。		議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性を高めるとともに信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すものとする。	議会は、議決責任を深く認識し、市民等に対して、情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たすものとする。	議会は、市民参加の機会を多様に設定し、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言等の強化に努めるものとする。	議会は、二元代表制のもと、合議制の機関としての特性をいかし、議員間の自由闊達な議論や討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する争点や論点を明確にし、合意形成に努めるものとする。	議会は、市の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関として、その責任を認識し、その機能を十分に果たすよう運営を行うものとする。	①議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機動的な活動が図れるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。 ②議長は、災害等の不測の事態が発生したときは、議会としての対応策を協議又は調整するための会議等を必要に応じて開催するものとする。 ③議長は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長等に対する情報提供及び提言等を行うとともに関係機関等に対する要請を行うものとする。 ④議会は、得られた情報に基づき市民への情報提供を積極的に行うものとする。				
区分	条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	(前回の意見) ・考え方において、「識見を養うよう努めるものとする」としたい。 (今回の意見) ・①は「識見を養うよう努めるものとする」でよい。 ・②の案については、①に内包しているの で、基本条例の制定後の段階で考えてい けばよい。	○	(前回の意見) ・考え方①を「客観的な意見を参考にする ことができる」としたい。 (今回の意見) ・①は「客観的な意見を参考にするこ とができる。」でよい。 ・②③④の考え方で示されているとおり、 議員定数は条例で定めるものであるから① の案でよいと考える。	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
みらい福島	○	(前回の意見) ・議員の政治倫理に関しては、別に条例で 定める。 (今回の意見) -	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
市民21	○	(前回の意見) ・今後、審査機関も含め倫理条例や規則 等、明確な基準の検討が必要。 (今回の意見) ①語尾を修正案のとおり変更することで了 解 ②追記することで了解	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
公明党	○	(前回の意見) - (今回の意見) ・①修正で了解 ・②今回の検討は項目を盛り込むべきまで で、条例を別途定める件については、次の 段階で検討してもいいのではないかと考 える。	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
日本共産党	○	(前回の意見) ・文章が抽象的で具体的でないので、会津 若松市のように「福島市議会議員政治倫理 条例」を定め、「・・・福島市議会議員政 治倫理条例を遵守し、品位の保持に努めな ければならない。」とする。 (今回の意見) -	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
社民党・護憲連合	○	(前回の意見) ・議論されたように、条例案の中にどこま で踏み込んでいくのか(具現化)は、次の ステップで議論されればよいと考える。 (今回の意見) ・原案(考え方)で盛り込む。 ・追加の「議員の政治倫理に関しては、別 に条例で定める」を盛り込む。	○	(前回の意見) ・盛り込むが、考え方「②・・・人口、面 積、財政状況及び・・・」⇒「・・・人 口、面積、財政状況等及び・・・」とす ることを提案する。 しかし、修正なしでも可。 (今回の意見) ・考え方①を「客観的な意見を参考にする ことができる」の修正案で盛り込む。	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-

※注) 【条例案掲載】欄 ○: 盛り込むべき、×: 盛り込まない